
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**
項目 **貸付金に関連する手数料の取扱い（ステップ 4）**

I. 本資料の目的

1. 本資料では、ステップ 4 を採用する金融機関における貸付金に関連する手数料の取扱いに関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 515 回企業会計基準委員会（2023 年 11 月 29 日開催）及び第 207 回金融商品専門委員会（2023 年 11 月 22 日開催）では、ステップ 4 で検討する論点として、まずは次に焦点を当てて検討することを提案し、特段の異論は聞かれなかった¹。
 - (1) 債権単位での信用リスクの著しい増大（SICR）の判定
 - (2) 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重
 - (3) 実効金利法に関連する論点（含む、金融商品の測定に関する論点）
3. また、第 519 回企業会計基準委員会（2024 年 2 月 5 日開催）及び第 211 回金融商品専門委員会（2024 年 1 月 29 日開催）（以下「第 519 回企業会計基準委員会等」という。）では、前項(3)に含まれる論点として次の論点をお示しした。
 - (1) 引当における貨幣の時間価値の考慮
 - (2) IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の実効金利法による償却原価の採用
 - (3) 償却原価の償却方法

¹ 第 515 回企業基準委員会等では、ステップ 4 を採用する金融機関における開示に関する論点は会計処理に関する論点の議論を行った後に検討することを提案した。また、第 515 回企業基準委員会等において意見が聞かれた満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについては、追加の論点として本日の企業会計基準委員会において別途検討を予定している（審議事項(3)-3 参照）。

- (4) 信用減損金融資産に係る利息収益の認識
 - (5) 購入又は組成した信用減損金融資産（POCI）の取扱い
4. 前項(2)の論点に関連して、第519回企業会計基準委員会等では貸付金に関連する手数料の収益認識に関して整理する必要があるとの意見が聞かれた。
 5. 前項の意見を踏まえ、本資料では、ステップ4を採用する金融機関における貸付金に関連する手数料の取扱いに関するASBJ事務局による分析及び提案をお示しする。

III. ASBJ事務局による分析

(第519回企業会計基準委員会等におけるASBJ事務局の提案等の振返り)

6. 第519回企業会計基準委員会等では、ステップ4では、債権（購入された債権を除く。）における予想信用損失の算定及び償却原価の算定のいずれにおいても、実効金利に代わり約定金利を用いるオプションを設けることを提案した。当該オプションを適用した場合には、貸付金に関連する手数料は金利と切り離されることとなる。また、金利と切り離された貸付金に関連する手数料については、収益認識会計基準等²に準じて会計処理することを提案していた。
7. この点、IFRS第9号では、実効金利の不可分の一部である手数料は実効金利の調整として扱われる³一方、実効金利の不可分の一部でない手数料はIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に従って会計処理することとされている（IFRS第9号B5.4.1項及びB5.4.3項）。前項の提案は、IFRS第9号の要求事項と整合的であると考えられる。
8. ここで、第519回企業会計基準委員会等では、貸付金に関連する手数料の収益認識について、現行実務を踏まえて詳細な定めは設けないことがよいとの意見が聞かれた一方、単独融資の組成手数料やシンジケート・ローン⁴の参加手数料といった種類ごとに具体的に整理する必要があるとの意見も聞かれた。また、履行義務を区分す

² 本資料では、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」を合わせて「収益認識会計基準等」と記載する。

³ 純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に関する手数料については、当該金融商品の当初認識時に収益又は費用として認識することとされている。

⁴ 資金調達ニーズに対し複数の金融機関が協調してシンジケート団を組成し、一つの融資契約書に基づき同一条件で融資を行う資金調達手法。

ることが困難な手数料の取扱いを検討する必要があるとの意見も聞かれた。

9. 前項の意見を踏まえ、次項以降では貸付金に関連する手数料の取扱いに関して検討を行う。

(貸付金に関連する手数料の取扱い)

10. 本資料第6項のとおり、第519回企業会計基準委員会等において、ステップ4では実効金利に代わり約定金利を用いるオプションを設け、当該オプションを適用した場合には貸付金に関連する手数料は金利と切り離れたうえで、金利と切り離された貸付金に関連する手数料を収益認識会計基準等に準じて会計処理することを提案していた。
11. 収益認識会計基準等では、履行義務が一定の期間にわたり充足されるか又は一時点で充足されるものかを判定したうえで、履行義務の充足パターンに沿って収益を認識することとしている。仮に前項の提案で進めるとした場合、貸付金に関連する手数料に対応する履行義務に応じて、一定の期間にわたり収益を認識するものと一時点で収益を認識するものに区分することになると考えられる。
12. この点、例えばシンジケート・ローンに関して、幹事行としてストラクチャーの構築や契約書作成等の対価として受領するアレンジメント・フィーは、貸付当初の役務提供に対応するものであると考えられるため、一時点で収益を認識することが考えられる。
13. 一方、エージェントとして貸付期間中の事務管理（通知や資金決済）等の対価として受領するエージェント・フィーは、契約期間にわたり役務提供が行われるものであるため、当該役務提供の期間（一定の期間）にわたり収益を認識することが考えられる。
14. また、名目上は手数料とされる場合であっても、実質的には貸付金の金利水準を調整するものである場合もあると考えられる。この場合には、金利と同様の性質であることから一時点で収益を認識するべきではないと考えられる。このような手数料については、本来、実効金利に含めて利息法で収益を認識するべきであるが、ステップ4においては実務負担に配慮する観点から、期間にわたり定額で収益認識することが考えられる。
15. このように一部の手数料については具体的に検討することができるものの、貸付金に関連する手数料には様々なものがあり、契約によって複数の役務に対する対価が含まれる場合や手数料の内容詳細が明示されていない場合、又は同じ名称の手数料

であっても内容が異なる場合等があると考えられるため、手数料の種類ごとに具体的に取扱いを定めることは難しいと考えられる。このため、結論の背景において、一部の手数料について例示することに留めることが考えられる。

16. 以上のとおり、貸付金に関連する手数料は契約によって異なると考えられることから、金融商品会計基準又は適用指針において、手数料の性質に基づき履行義務の充足パターンに沿って一時点で収益を認識する又は一定の期間にわたり収益を認識するとしたうえで、次の内容を例示として結論の背景に記載することが考えられる。
 - (1) 契約締結に係る諸業務に対応する手数料は一時点で収益を認識する。
 - (2) 一定期間にわたり提供される役務に対応する手数料又は貸付金の金利水準を調整する手数料については、契約期間等にわたり収益を認識する。
17. ここで、上述のように履行義務が明確であるものが存在する一方、貸付金に関連する手数料には様々なものがあり、契約によって複数の役務に対する対価が含まれる場合や手数料の内容の詳細が明示されていない場合等があると考えられる。このような場合には、実務上、履行義務を区分することが困難な可能性があると考えられる。
18. この点に関して、第 519 回企業会計基準委員会等では、ステップ 4 において履行義務を区分することが困難な手数料の取扱いを検討する必要があるとの意見のほか、次の意見が聞かれた。
 - (1) 貸付金に関連する手数料に関して、原則として収益認識会計基準等に準じて会計処理することとし、履行義務が不明確な手数料についてはステップ 2 では実効金利に含め、ステップ 4 では一定期間にわたり収益認識するという方法が考えられる。
19. 前項の意見を踏まえ、原則として履行義務の充足パターンに沿って収益を認識するとしつつ、履行義務を区分することが困難な手数料については、契約締結に係る諸業務以外の役務提供等に対応する手数料が含まれている点を重視すると、契約期間等にわたり収益を認識するものとして会計処理することができると考えられる。この点について、本資料第 16 項の内容とあわせて結論の背景に記載することが考えられる。

(ステップ 2 との関係)

20. ステップ 2 においては、国際的な比較可能性を重視する観点から、実効金利の不可分の一部である手数料を実効金利の調整として取り扱う IFRS 第 9 号の実効金利に

関する定めを原則として取り入れつつ、次のオプションを設けることを提案した。

次の要件を満たす手数料については、実効金利に含めずに収益認識会計基準等に準じて会計処理するオプションを設ける⁵。

- (1) 特定の役務に対する手数料であることが明確である。
- (2) 設定された手数料の料金が対応する役務との関係で合理的である⁶。

21. この点、ステップ2において前項のオプションを適用した場合、貸付当初の役務提供に対応する手数料については、実効金利に含めず、一時点で収益を認識することになると考えられる。また、それ以外の手数料についても、一定期間にわたり役務提供が行われるものである場合には、実効金利に含めず、契約期間等にわたり収益を認識することになると考えられる。したがって、このような手数料については、ステップ2とステップ4のいずれにおいても同じ会計処理とすることが可能と考えられる。
22. 他方、貸付金の金利水準を調整する手数料及び履行義務を区分することが困難な手数料については、ステップ2では実効金利に含まれる一方、本資料第19項の提案に従った場合にはステップ4では契約期間等にわたり収益を認識することになる。このようにステップ2とステップ4で収益の計上時期が異なることになるが、利害関係者のコスト及び便益の観点からは許容され得ると考えられる。

IV. ASBJ事務局の提案

23. 以上の事務局の分析を踏まえ、ステップ4では、実効金利に代わり約定金利を用いるオプションを適用した場合の貸付金に関連する手数料の取扱いに関して、金融商品会計基準又は適用指針において、手数料の性質に基づき、履行義務の充足パターンに沿って一時点で収益を認識する又は一定の期間にわたり収益を認識すること

⁵ 契約当初に提供する特定の役務に対することが明確である手数料を契約当初に受け取るが、「(2)設定された手数料の料金が対応する役務との関係で合理的である」の要件を満たさない場合、重要性次第では当該手数料を実効金利の調整には含めず、貸付金の会計処理とは区分して、当該手数料を同種の契約とグルーピングして予想存続期間にわたり級数法等の合理的な方法により認識できる場合があることを企業会計基準等の補足文書で示すことを提案した。

⁶ 「手数料が対応する貸付金の金利水準を調整するものではない」ことは(2)の考慮要素の1つであることについて、当該考慮要素の考え方と共に結論の背景等に記載することを合わせて提案した。

を会計基準で定めたいうえで、次の内容を例示として結論の背景に記載することが考えられるかどうか。

- (1) 契約締結に係る諸業務に対応する手数料は一時点で収益を認識する。
 - (2) 一定期間にわたり提供される役務に対応する手数料又は貸付金の金利水準を調整する手数料については、契約期間等にわたり収益を認識する。
24. また、貸付金に関連する手数料のうち、履行義務を区分することが困難な手数料に関しては、契約期間等にわたり収益を認識するものとして会計処理できると考えられる旨を結論の背景に記載することが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

本資料第6項から第24項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上